

添付法令資料 1 :

韓国地方自治法 (目次)

2026 年 3 月 5 日法律第 21447 号により一部改正 2026 年 7 月 1 日施行

第 1 章 総綱

第 1 節 総則 (第 1 条ないし第 4 条)

第 2 節 地方自治団体の管轄区域 (第 5 条ないし第 10 条)

第 3 節 地方自治団体の機能及び事務 (第 11 条ないし第 15 条の 2)

第 2 章 住民 (第 16 条ないし第 27 条)

第 3 章 条例及び規則 (第 28 条ないし第 35 条)

第 4 章 選挙 (第 36 条)

第 5 章 地方議会

第 1 節 組織 (第 37 条及び第 38 条)

第 2 節 地方議会委員 (第 39 条ないし第 46 条)

第 3 節 権限 (第 47 条ないし第 52 条)

第 4 節 召集及び会期 (第 53 条ないし第 56 条)

第 5 節 議長及び副議長 (第 57 条ないし第 63 条)

第 6 節 交渉団体及び委員会 (第 63 条の 2 ないし第 71 条)

第 7 節 会議 (第 72 条ないし第 84 条)

第 8 節 請願 (第 85 条ないし第 88 条)

第 9 節 議員の辞職・退職及び資格審査 (第 89 条ないし第 93 条)

第 10 節 秩序 (第 94 条ないし第 97 条)

第 11 節 懲戒 (第 98 条ないし第 101 条)

第 12 節 事務機構及び職員 (第 102 条ないし第 104 条)

第 6 章 執行機関

第 1 節 地方自治団体の長

第 1 款 地方自治団体の長の職引継委員会 (第 105 条)

第 2 款 地方自治団体の長の地位 (第 106 条ないし第 113 条)

第 3 款 地方自治団体の長の権限 (第 114 条ないし第 119 条)

第 4 款 地方議会との関係 (第 120 条ないし第 122 条)

第 2 節 補助機関 (第 123 条ないし第 125 条)

第 3 節 所属行政機関 (第 126 条ないし第 130 条)

第 4 節 下部行政機関 (第 131 条ないし第 134 条)

第 5 節 教育・科学及び体育に関する機関 (第 135 条)

第 7 章 財務

第 1 節 財政運営の基本原則 (第 136 条ないし第 139 条)

第 2 節 予算及び決算 (第 140 条ないし第 151 条)

第 3 節 収入及び支出 (第 152 条ないし第 158 条)

第4節	財産及び公共施設（第159条ないし第161条）
第5節	補則（第162条及び第163条）
第8章	地方自治団体商号間の関係
第1節	地方自治団体間の協力及び紛争調停（第164条ないし第168条）
第2節	行政協議会（第169条ないし第175条）
第3節	地方自治団体組合（第176条ないし第181条）
第4節	地方自治団体の長等の協議体（第182条）
第9章	国家及び地方自治団体間の関係（第183条ないし第192条）
第10章	国際交流・協力（第193条ないし第195条）
第11章	ソウル特別市、統合特別市、世宗特別自治市、済州特別自治島及び大都會等の行政特例（第196条ないし第198条）
第12章	特別地方自治団体
第1節	設置（第199条ないし第201条）
第2節	規約及び機関構成（第202条ないし第205条）
第3節	運営（第206条ないし第211条）
附則	